

○豊後大野市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度 豊後大野市地域公共交通計画策定支援業務

2 委託業務の目的

地域公共交通は、買い物や医療、教育へのアクセス等、日常生活に不可欠な社会インフラであるが、市内の地域公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など、需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、本市がこれまで取り組んできた、路線バスへの欠損補填やコミュニティバスやあいのりタクシーの運行について、交通体系の抜本的な見直しや各種交通モード相互の連携のさらなる強化、利用者のニーズに応じたサービスの提供に向けた投資を積極的に進めるなど、持続可能な公共交通網の確保・拡充を図っていくことが重要である。

特に、令和 7 年 3 月より実証運行を開始した A I オンデマンド交通コミタクの全市域への運行拡大や実証運行結果を踏まえた運行形態の在り方について、方向性を定める必要がある。このほか、本市と臼杵市とを結ぶ路線バスの白三線や本市と竹田市とを結ぶ路線バスの田中線や大久保線についても、運行形態の見直しを近隣市と連携し行う必要がある。

本市では、令和 4 年度に市地域公共交通計画を策定しているが、同計画の期間が令和 9 年 9 月末で終了する。時代の要請に対応し、本市の目指す交通の在り方を明確に広く示すため「豊後大野市地域公共交通計画」の策定を円滑に進めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

4 委託業務の内容

本業務の全体スケジュール及び全体構成案については下記（１）～（４）を通して委託者と協議の上決定することとする。

（１）地域公共交通に関する地域特性（輸送手段等）の把握

受託者は、本市における地域公共交通の現状及び地域特性を把握し、持続可能な公共交通網形成に向けた基礎資料を整理するものとする。

調査にあたっては、人口分布や高齢化率等の人口動態、医療機関、商業施設、高校等の主要施設の立地状況、地域間移動の特徴等を整理するとともに、上位・関連計画との整合について整理するものとする。

また、路線バス及びコミュニティバス等の公共交通について、運行本数、運行日、運賃体系、運行ルート等の運行状況を整理するとともに、交通空白地及び交通結節点の状況について把握するものとする。

利用実態の把握にあたっては、路線別、便別、区間別の利用状況や利用者数の推移、時間帯別利用傾向等を整理し、高齢者や高校生等の利用傾向について分析を行うものとする。

さらに、交通事業者等へのヒアリング調査を実施し、現在の運行上の課題、利用状況の特徴、運転士不足等の経営課題、今後の運行継続に係る課題及び他交通モードとの連携可能性等について整理するものとする。

なお、調査・分析にあたっては、必要に応じて国勢調査、e-Stat 統計データ、国土数値情報、GTFS データ、IC カードデータ等の既存データを活用するものとする。

(2) 地域住民の利用実態・ニーズの把握

受託者は、地域住民の移動実態及び公共交通に対する意向を把握するため、アンケート調査等を実施するものとする。

住民アンケート調査については、郵送配布（1,500 部予定）・回収方式により実施し、日常的な移動手段、通院、買物、通学等の移動実態、公共交通の利用頻度、公共交通に対する満足度、利用しづらい要因、将来的な利用意向及び地域公共交通に求めるサービス内容等について把握するものとする。

また、市内公共交通利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用目的、利用頻度、利用区間、乗継状況、運行ダイヤ及び運賃等に対する意見、継続利用に向けた課題等について整理するものとする。

調査結果については、地域別及び年代別の利用傾向を分析するとともに、公共交通利用上の課題、潜在的需要及び将来的な移動ニーズについて整理するものとする。

(3) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

受託者は、利用実態調査及び住民意識調査等の結果を踏まえ、本市における地域公共交通の課題を整理するとともに、持続可能な公共交通網形成に向けた地域公共交通計画（案）を作成するものとする。

計画案の作成にあたっては、公共交通利用者減少への対応、高齢者等の移動手段確保、地域間移動の維持、持続可能な運行体制の確保及び財政負担とのバランス等の観点から課題整理を行うものとする。

また、上位・関連計画及び現行計画との整合を図りながら、地域にとって望ましい公共交通網の基本方針を整理し、その実現に向けた交通体系の方向性、具体的施策、事業実施主体及び実施スケジュール等を整理するものとする。

さらに、施策の進捗管理及び効果検証を行うため、成果指標（KPI）及び目標値を設定するものとし、設定にあたっては、継続的なデータ取得の可能性及び実効性を考慮するものとする。

なお、計画案については、国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス ver1.0」の内容を踏まえ、下記①～⑦までの点に留意する。

- ① モビリティデータの利活用
- ② シンプルで一貫性のある構成とし、市民にわかりやすい平易な表現とする
- ③ 図、表、グラフ、イラスト等を用いてわかりやすく整理する
- ④ 計画本体は 30 ページ程度とし、地域の現状等の詳細なデータについては参考資料とする。
- ⑤ ガイダンスで提示されている KPI の設定

- ⑥ 具体的な PDCA スケジュールの設定
- ⑦ 「地域公共交通活性化再生法」に基づく法定計画としての要件を満たすよう、補助制度との連動化など制度面でのチェック

(4) 協議会開催支援

受託者は、地域公共交通計画の策定に向け、豊後大野市地域交通活性化協議会及びコミュニティバス運営協議会等の運営支援を行うものとする。

運営支援にあたっては、会議資料及び説明資料の作成、会議運営補助、議事録作成並びに関係機関との協議支援等を行うものとする。

なお、地域交通活性化協議会については年4回程度、コミュニティバス運営協議会については年2回程度の開催を予定している。

- 協議会概要
 - ・ 市、交通事業者、道路管理者、公安委員会、地域交通の利用者代表、学識者等で構成
 - ・ 年4回程度開催（令和8年9月に1回目の開催を想定）
 - ・ 会場は豊後大野市役所にて実施。
- コミュニティバス運営協議会概要
 - ・ 市、市シニアクラブ代表、PTA代表、自治会代表、利用者代表、学識者等で構成
 - ・ 年2回程度開催（令和8年8月以降に2回開催を想定）

5 成果品

成果品は以下を想定する。

No	項目	規格等	数量
1	地域公共交通計画全体版 (デザインレイアウト含む)	PDF/WORD 形式	3 部
2	調査報告書原稿	PDF/WORD 形式	3 部
3	調査報告書	PDF/WORD 形式	3 部
4	上記電子データ	DVD-ROM 形式	1 枚
5	本業務により収集・作成した全てのデータ	DVD-ROM 形式	1 枚

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

- (5) 打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を3回程度実施する。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、発注者から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (6) 企画提案等の内容について、発注者と委託候補者との協議により、修正できるものとする。
- (7) 事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること。
- (8) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他権利に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (9) 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (10) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (11) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (12) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、受注者と発注者で十分協議すること。

7 参考資料

本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び市内の関係計画について適宜参考とすること。

- (1) 豊後大野市地域公共交通計画
- (2) 豊後大野市みらい戦略プラン
- (3) 豊後大野市モニタリング調査結果報告書